

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第22号

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職制) 第4条 略 <u>2・3</u> 略 第5条 略 2・3 略 (館長の専決事項) 第8条 略 <u>2・3</u> 略	(職制) 第4条 略 2 館長は、 <u>非常勤とすることができる。</u> <u>3・4</u> 略 5 副館長は、 <u>前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。</u> 第5条 略 2・3 略 4 <u>企画総務課長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。</u> (館長の専決事項) 第8条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、副館長は、館長が非常勤の場合には、同項各号に掲げる事務について専決処理することができる。この場合において、同項中「職員の」とあるのは「職員(館長を除く。）」とする。</u> <u>3・4</u> 略 5 <u>前2項の規定は、第2項の規定により副館長が専決処理する場合について準用する。この場合において、第3項中「副館長、課</u>

改正前	改正後
	<u>長及び係長」とあるのは「課長及び係長」と、「館長」とあるのは「副館長」と、前項中「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。